

第7回武豊ふれあい山車まつり「PR商品」募集要領

1. 趣旨・目的

この要領は、第7回武豊ふれあい山車まつり（以下、「山車まつり」という。）のPRを目的とした、「PR商品」の募集に関する事項を定める。

2. 申込者資格

武豊町商工会会員登録をしている事業者であること。

3. PR商品の要件

(1) 申込む商品は、以下の要件をすべて満たしたものであること

- ① 申込事業者が既に販売、又は販売を予定している、申込事業者オリジナルの商品であること（新たな商品である場合、公式認定グッズとして認定されていないこと）
- ② 常温保存可能なものであること
- ③ 購入者の持ち運びなどに対し、配慮がなされているもの
- ④ 法令等に違反するおそれがないもの
- ⑤ 公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがないもの
- ⑥ 基本的人権を侵害するおそれがないもの
- ⑦ 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがないと認められるもの
- ⑧ 青少年の保護、健全育成の観点から不適切でないと認められるもの
- ⑨ 武豊町および山車まつりのイメージを損なうおそれがないと認められるもの

(2) 申し込み可能な商品は、1事業者につき1商品までとする。

4. 募集商品数

最大20商品

5. 募集期間

令和6年4月1日（月）～6月28日（金）（郵送の場合は必着）

※直接持参する場合は役場開庁時間（8:30～17:15）内でのみ受付ける。

6. 申込方法

申込方法：下記提出先に提出物を直接持参、又は郵送、FAX、メール

提出先：〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

第7回武豊ふれあい山車まつり実行委員会事務局
(武豊町役場企画政策課内)

提出物：様式1-1

商品の概要が分かるもの（パンフレット等）

※申込み後に取り下げの場合は、様式1-2を提出すること。

7. 問い合わせ先

第7回武豊ふれあい山車まつり実行委員会事務局（武豊町役場企画政策課内）

TEL：0569-72-1111（内線514）

FAX：0569-72-1115

メール：kikaku@town.taketoyo.lg.jp

8. 商品の選定

申込み数が20商品を超えた場合、第7回武豊ふれあい山車まつり実行委員会賑わい部会にて、抽選により決定する。

抽選後、第7回武豊ふれあい山車まつり実行委員会（以下、「主催者」という。）はPR商品の申込者に対し、様式2にて抽選結果を通知する。

9. PR商品の販売について

- ・PR商品を販売する際は、主催者より配布された山車まつりPRシールを、1品につき1枚貼付しなければならない。また、店舗内で販売するPR商品周辺および店舗内において、山車まつりをPRする措置を講じなければならない。
- ・山車まつり開催当日は、山車まつり会場内に主催者が設置する「PR商品販売所（仮称）」内で販売するものとし、販売の際は、主催者が委託した販売員により金銭授受（レジ管理）を行う。なお、当日に当選者の販売所が山車まつり会場内にある場合は、当選者の販売所での販売も可能とする。
- ・販売所の商品説明のため、事業者から係員を派遣することも可能とするが、スペースの都合上人数を制限する場合がある。
- ・販売所では販売員が商品の盗難等に万全の注意を払うが、不測の事態が起こった場合でも主催者では責任を負わない。
- ・販売所への商品搬入などの詳細については、後日指定する。
- ・PR商品の販売は、申込者の事業所等で販売可能とし、販売期間は問わない。
- ・令和6年8月下旬～11月上旬頃に、主催者にて味の蔵たけとよでの代行販売を予定しているので、希望者は後日申出ること。

- ・主催者は、PR商品の売れ残りに対する補償は行わない。

9. 違反行為

下記の行為が判明した場合は、PR商品の取り消しおよびHP等での公表を行う。

- ・PR商品とは異なる商品を、PR商品と称して販売した場合
- ・強制的な販売、強引な客引き等、消費者の迷惑となる行為をした場合
- ・その他、主催者が違反であると判断した場合

10. PR商品の認定を受けた者の責務

- ・粗悪品、欠陥品、品質低下、製品事故が起こらないよう万全の配慮を行うこと
- ・万が一、不良品等が発生し購入者、使用者に責任を問われた場合は、各申込者にて誠意を持って対応すること。また、必要があれば主催者へ報告すること

11. その他

この要領に定めることのほか、PR商品に関し必要な事項については主催者が別に定める。